

みずほっぺビジョン(第2期瑞穂区将来ビジョン)(案)について 皆さまのご意見を募集します！



瑞穂区では、区を取り巻く社会状況を踏まえ、区の目指すべき姿とその実現に向けた中長期の取り組みを体系化した「みずほっぺビジョン(第2期瑞穂区将来ビジョン)(案)」を策定しました。ビジョン(案)に対する、皆さまのご意見をお寄せください。

【募集期間】 令和5年11月22日(水)～令和5年12月22日(金)

【ビジョン(案)の配布場所】

- ・瑞穂区役所 1 階情報コーナー、瑞穂保健センター、瑞穂図書館、瑞穂生涯学習センター
瑞穂区社会福祉協議会
- ・瑞穂区公式ウェブサイト

(<https://www.city.nagoya.jp/mizuho/page/0000168719.html>)

ウェブサイトはこちら→



【ご意見の提出方法】

巻末の用紙または任意の用紙に、ご意見・住所・氏名をご記入のうえ、郵便・ファックス・電子メール・持参によりご提出ください。

電話など口頭でのご意見は受付できませんので、ご了承ください。

任意の用紙による場合や電子メールの場合には、「瑞穂区将来ビジョン(案)」に対する意見であることを明記してください。

お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【提出・問い合わせ先】

瑞穂区役所企画経理室(区役所 4 階)

住所: 〒467-8531 名古屋市瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地

ファックス: 052-851-3317

電子メール: a8529241@mizuho.city.nagoya.lg.jp

第2期瑞穂区将来ビジョン（案）

（みずほっぺビジョン）



～区民の笑顔があふれ、地域が輝くまちづくり～

【令和5年11月】

目次

“瑞穂区将来ビジョン”について	・・・1
“瑞穂区”の概要	・・・3
“基本理念”／5つの“将来像”と8つの“戦略”	・・・5

分野別の施策

【区特性・魅力】

将来像Ⅰ みりよくと活力のあふれるまち

戦略1 区の魅力を活かしたまちづくりを進めます ・・・6

【地域コミュニティ】

将来像Ⅱ ずっと笑顔があふれるまち

戦略2 地域でのふれあいや交流を深めるまちづくりを進めます ・・・9

【防災、安心・安全、快適な環境】

将来像Ⅲ ほっと安心して安全に暮らせるまち

戦略3 災害に強いまちづくりを進めます ・・・11

戦略4 安心して安全に暮らせるまちづくりを進めます ・・・13

戦略5 きれいで快適なまちづくりを進めます ・・・16

【子育て】

将来像Ⅳ つぎの世代をみんなで育てるまち

戦略6 楽しく子育てができるまちづくりを進めます ・・・18

【福祉と健康】

将来像Ⅴ 健康（ヘルシー）であんきに暮らせるまち

戦略7 誰もが健やかに暮らせる支え合いのまちづくりを進めます・・・22

【区民サービス・その他】

区政運営の取り組み

戦略8 区民サービスの向上につとめます ・・・25

ビジョン推進に向けて

“瑞穂区将来ビジョン” について

1 概要

名古屋市では、これまでの区役所改革の取り組みを踏まえつつ、10年後の地域社会をみすえた区役所の果たす役割や方向性についての方針として、平成28年度に「区のあり方基本方針」を策定しました。

この方針に基づき、瑞穂区では、区の目指すべき姿とその実現に向けた中長期の取り組みを体系化した「瑞穂区将来ビジョン」を令和2年度に策定しました。令和5年度までの4年間の計画期間で、瑞穂区の魅力を活かした多様なまちづくり活動に取り組んできました。

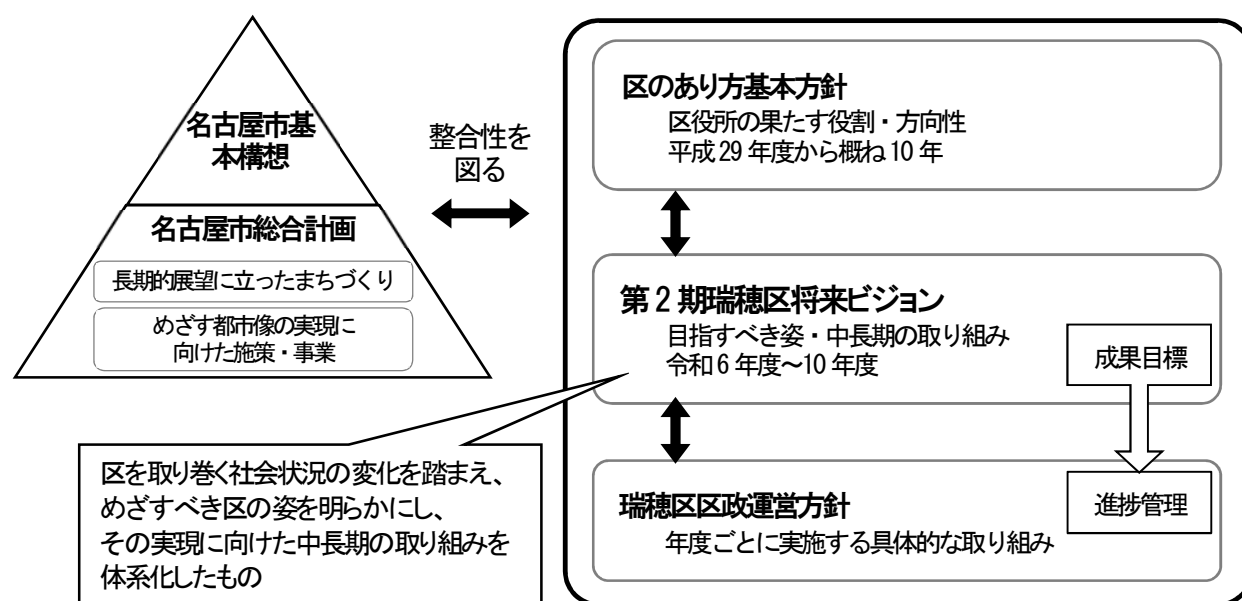
令和2年度の将来ビジョン策定以降、新型コロナウイルス感染症が流行し、地域活動が制限されるなど区政運営にも大きな影響があり、また、さらなる少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、生活課題の複雑化・複合化が進んでいるなど、私たちを取り巻く社会や地域課題は変化しています。

第1期瑞穂区将来ビジョンの基本的な考え方などを踏襲しながら、こうした社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「みずほっぺビジョン（第2期瑞穂区将来ビジョン）」を策定しました。

2 位置づけ

第2期瑞穂区将来ビジョンは、「区のあり方基本方針」（平成29年3月策定）に基づき、「名古屋市総合計画」との整合性を図り、その個別計画として、策定しました。

また、区政運営方針では、ビジョンに基づいた年度ごとの具体的な取り組みを示し、瑞穂区将来ビジョンに掲げた成果指標の進捗管理を行います。



3 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。国際社会全体がめざすべき 17 の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

名古屋市は、令和元年 7 月 1 日に内閣府「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めていることから、瑞穂区においても、SDGs の理念を踏まえながら、各戦略に関連するゴールを明示し、取り組みを進めていきます。



“瑞穂区”の概要

1 概況

区制施行	昭和19（1944）年2月11日	
面積	11.22 km ²	（名古屋市 326.50 km ² ）
世帯数	51,959 世帯	（名古屋市 1,143,119 世帯）
人口	107,715 人	（名古屋市 2,325,778 人）

※令和4年10月1日現在

区のシンボルマーク（昭和62年10月制定）



瑞穂区のイニシャル「M」を花びらにアレンジし、中央に区内の名所である山崎川の清流を組み合わせ、区の限りない発展と躍進を表しています。

区の木（昭和62年10月制定）・区の花（平成元年12月制定）



サクラ Cherry tree・Cherry blossoms
ばら科

マスコットキャラクター「みずほっぺ」



生まれた日：2月11日
チャームポイント：可愛いほっぺ
性格：明るく元気いっぱい
趣味：瑞穂区を散歩すること

2 誕生

- ・明治政府は地租改正上の必要から村の統廃合を積極的に進めており、明治9年9月21日に、近隣19ヶ村を一度合体させ、その上で、6ヶ村（千種村、田代村、広路村、弥富村、瑞穂村、常盤村）に分割するという愛知県の案が大久保利通内務卿の許可を受けました。それを受け、10月7日に、正式に、愛知県が県令（知事）の安場保和の名で管内に通知しました。瑞穂村や弥富村の村名については、明治元年9月27日に明治天皇が八丁畷で農民が収穫する様子をご覧になり、その際に岩倉具視が「稲穂」を天覧に供したことや将来の発展を祈念して安場県令が命名したと言われています。
- ・昭和19年2月11日、昭和区弥富町、瑞穂町始め48町並びに熱田区伝馬町及び熱田東町を合わせて「瑞穂区」が誕生しました。

3 地勢

- ・瑞穂区は、名古屋市のほぼ真ん中にあり、平野から台地を経て丘陵まで、変化のある地形がひとつの特徴で、区境には新堀川と天白川、中央には山崎川が流れています。
- ・区の西部は、沖積平野で、西の境を流れる新堀川は、明治時代の終わり頃、付近を屈曲して流れ大雨ごとに氾濫していた精進川を改修して運河にしたものです。
新堀川の誕生に伴い、水運の便を見込んで沿岸に工場が立地しはじめ、現在でも大きな工場や事業所が多く、セラミック工業や精密工業、金属加工業を中心とした日本を代表する企業や堅実な中小事業所が立地しています。
その東側には、東西の方向に商店街がいくつか並んでおり、下町の風情を今に残しています。
- ・平野の東側から区の中央部にかけては洪積台地で、瑞穂台地とも呼ばれています。
台地部の上部は平たんで、戦災を免れたところも多く、密集した住宅地になっています。
- ・さらに東側は、和風住宅に小さな洋館のついたハイカラな家も残っています。また、この辺りは、明治時代の末から大正時代にかけて、第八高等学校（現 名古屋大学旧教養部（平成5年廃止））や第五中学校（現 瑞穂高等学校）、名古屋高等商業学校（現 名古屋大学経済学部）が立地し、その後も多くの学校が開校し、名古屋の文教の拠点となりました。
- ・台地の東側は、山崎川の谷間部に向かって下っており、落ち着いた雰囲気の住宅地となっています。
- ・山崎川から東側は洪積台地で、八事丘陵と呼ばれています。この辺りは、戦前に区画整理されたところで、八事丘陵の凸凹の多い地形そのままに道路が造られています。最近では分割が進みましたが、広い宅地も多く、緑の多い住宅地がつついています。

4 特徴

- ・「日本さくら名所100選」に選ばれた山崎川の四季の道はじめ、区内には多くの桜並木があります。
- ・瑞穂公園は、令和8（2026）年開催の第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会のメイン会場となる陸上競技場を有し、市のスポーツ振興の拠点としての役割を担っています。
- ・犯罪や交通事故、火災が少ない比較的安全な区です。
- ・大学3校、短大2校、高校7校や博物館がある市内有数の文教区です。
- ・製造業の売上が大きくなっています（16区で2番目）。
- ・名鉄名古屋本線、地下鉄桜通線・名城線（8駅）、名古屋高速があり、市内中心部や各方面へのアクセスの利便性が高いといえます。
- ・市街化が進んでいますが、山崎川・天白川沿いの水辺環境や、汐路の森、境内林などの緑が残っています。
- ・世代別の人口の構成は、高齢者（65歳以上）の割合が名古屋市の平均に比べ高く市内で4番目（令和4年10月現在）となっています。



“基本理念”

基本理念 区民の笑顔があふれ、地域が輝くまちづくり

瑞穂区の持つ様々な魅力を活かし、一人ひとりが力を合わせ、さまざまな活動を行い、それを連携させることで、暮らしやすく、暮らし続けたい、また、訪れたいようなまちづくりを進めることにより、区民や地域のみながいきいきと元気に輝くまちをめざします。

また、区制 80 年の歩みと歴史を力にして、第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会のホストタウンとして、さらなる飛躍をめざします。

5つの“将来像”と 8つの“戦略”

瑞穂区の基本理念を実現するために、分野ごとにめざすべき 5 つの将来像を掲げました。

また、基本理念や将来像を実現するために必要な施策の戦略を 8 つにまとめました。

将 来 像		戦 略
将来像Ⅰ	 りよくと活力のあふれるまち 【区の特性・魅力】	1 区の魅力を活かしたまちづくりを進めます
将来像Ⅱ	 っと笑顔があふれるまち 【地域コミュニティ】	2 地域でのふれあいや交流を深めるまちづくりを進めます
将来像Ⅲ	 っと安心して安全に暮らせるまち 【防災、安心・安全、快適な環境】	3 災害に強いまちづくりを進めます 4 安心して安全に暮らせるまちづくりを進めます 5 きれいで快適なまちづくりを進めます
将来像Ⅳ	 ぎの世代をみんなで育てるまち 【子育て】	6 楽しく子育てができるまちづくりを進めます
将来像Ⅴ	 健康であんにきに暮らせるまち 【福祉と健康】	7 誰もが健やかに暮らせる支え合いのまちづくりを進めます
	区政運営の取り組み	8 区民サービスの向上につとめます

分野別の施策

区の将来像の実現に向けた8つの戦略に基づき、現状や課題、めざすべき姿やそれを実現させるための方策をまとめました。

将来像Ⅰ みりょくと活力のあふれるまち

【区特性・魅力】

桜や瑞穂公園陸上競技場、ものづくり企業等の集積、文教区などの区特性を活かした取り組みにより、区に対する誇りや愛着が高まり、区と区民が一体となって区の魅力を発信します。

また、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に向けて、地域一体となって盛り上げます。

戦略1 区の魅力を活かしたまちづくりを進めます

<現状と課題>



現 状

瑞穂区の木及び花は「サクラ」であり、山崎川は全国的に有名な桜の名所です。区民アンケートでは、桜並木が72.0%、瑞穂公園が42.3%と多くの方が瑞穂区自慢であると認識しています。

瑞穂公園陸上競技場は、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会のメイン会場であり、トップスポーツチームの本拠地でもあります。

新堀川周辺をはじめ区内には、ものづくり企業が集積しています。また、大学が3校、短期大学が2校、高校が7校あるほか市博物館を擁し、市内で有数の文教区です。

古代から近代にかけての史跡など地域における歴史的資源が数多くあります。

課 題

- ◆区民一人ひとりの区に対する誇りや愛着を高めていくことが必要である。そのために、桜など区の特色を取り上げた取り組みなどが必要である。
- ◆市内のスポーツ振興の拠点である瑞穂公園やトップスポーツチームの本拠地であることなどのスポーツコンテンツを最大限に活かし、区民がスポーツに親しみと関心を深め、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に向けて機運を醸成し、大会後は、スポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」として継続させ、地域に定着させていく必要がある。
- ◆ものづくり企業が区内に集積しているという区特性を、瑞穂区の魅力としてさらに区内外に発信していく必要がある。
- ◆より魅力ある地域社会の形成や発展のため、大学等との協働による活動など文教区という特色を活かした取り組みが必要である。
- ◆瑞穂公園の整備や大規模なイベントの開催に伴い生じる課題に関係部署及び関係機関等と協力し対応していく必要がある。

<施策の展開>

施 策1	桜を活かしたまちづくりを進めます
実現させるための方策	☐区内外に向けた魅力発信 新規・重点 区の木・区の花である「サクラ」を区民が瑞穂区の自慢として感じられるよう、また、区外の方には、日本さくら名所100選に選ばれた山崎川の桜をはじめとした瑞穂区の桜の魅力について知ってもらえるよう、新たなイベントやインターネット等での情報発信をします。 ☐桜に関する事業の実施 区民や区外の方へ瑞穂区の桜の魅力を感じていただくため、桜をテーマとした取り組みなどを行います。

施 策2	スポーツを活かしたまちづくりを進めます
実現させるための方策	☐第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に向けた機運醸成 令和8（2026）年開催の第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に向けた機運醸成として、スポーツを通じて地域の活性化を図るとともに、ジョギングパトロールが地域に定着した取り組みとなるよう、継続的にその活動の周知や隊員の増加につとめます。また、本大会のメイン会場を含む瑞穂公園の整備工事等について、関係部署と連携しながら情報提供を行います。 ☐スポーツ推進に向けた啓発とスポーツ人口の増加促進 スポーツに親しみと関心を深めるとともに多くの区民にスポーツに取り組んでもらうため、広報なごや（瑞穂区版）やインターネット等により、スポーツの魅力発信や区内のスポーツ施設の情報提供を行います。さらに、様々なスポーツ大会を実施します。 ☐トップスポーツチームと連携した地域の魅力発信 区内の2つのトップスポーツチーム「名古屋グランパス」「HC名古屋」と連携した事業を行うことで、区の魅力を発信します。

施 策3	区の特徴を活かしたまちづくりを進めます
実現させるための方策	☐ものづくり企業等と連携した取り組み 区内にはものづくり企業をはじめ多くの企業が集積しており、これらの企業の協力により、子どもたちにもものづくり産業の役割を伝えるとともに、未来を担う人材を育てるなどの取り組みを行います。 ☐大学等との連携・交流 大学等の特色を活かし、連携や協力をしながら、まちづくりや防災、安心・安全、子育て支援、福祉、健康等の分野において事業を推進します。 ☐区内の歴史の魅力発信 区内の史跡や近代の歴史など、地元への愛着をより深めてもらうために区の歴史を魅力として発信します。 ☐生涯学習の振興 スポーツ活動や文化活動など、生涯学習の振興を図ります。

<成果指標>

指 標	瑞穂区が魅力的なまちだと思ふ区民の割合
現状値	90.4%
目標値	95.0%
指 標	週1日以上運動・スポーツ※をする区民の割合
現状値	66.8%
目標値	75.0%

※運動・スポーツ：ウォーキング（散歩、一駅歩きなど）や階段昇降等を含む

将来像Ⅱ ずっと笑顔があふれるまち

【地域コミュニティ】

地域での多世代間及び多様な主体間の交流により、ふれあいの輪を広げ、親睦を深めることで、地域が活性化し、いざという時に地域で協力し、お互い助け合うことができます。

戦略2 地域でのふれあいや交流を深めるまちづくりを進めます

<現状と課題>

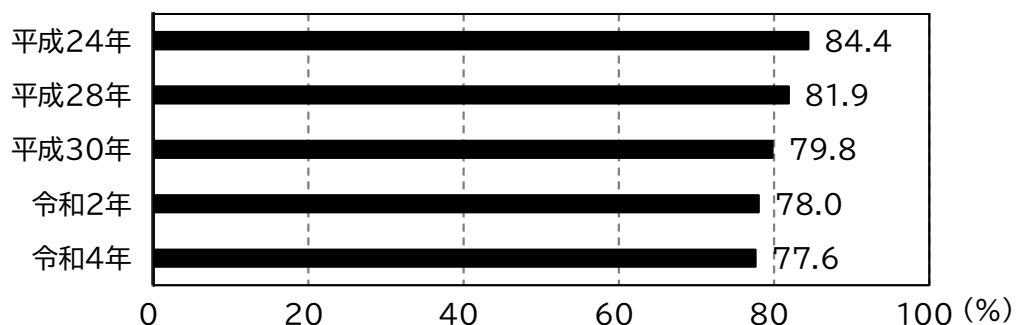


現 状

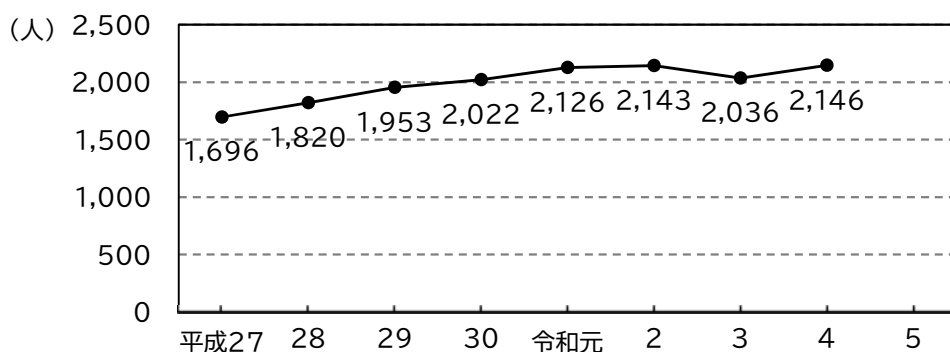
昨今、地域コミュニティ機能の低下や地域が抱える課題が複雑化かつ多様化する中、町内会・自治会の加入率も低下し、地域活動の担い手が不足しています。

また、年々、外国人区民が増加し、互いの言葉や文化などの違いにより地域住民とのコミュニケーションが図れず、コミュニティが分断されてしまうこともあります。

■瑞穂区の町内会推計加入率（各年4月1日現在）



■瑞穂区の外国人人口の推移（各年10月1日現在（公簿人口））



課 題

- ◆町内会・自治会の加入促進を支援する必要がある。
- ◆主体的な地域活動が今後も継続して行われるよう支援をしていく必要がある。
- ◆多文化共生意識の向上を図ることが必要である。
- ◆個人では解決が難しい問題は地域の課題としてとらえ、対応していく必要がある。
- ◆地域ニーズに応じたふれあいの機会を提供する必要がある。

<施策の展開>

施 策4	地域コミュニティの活性化につとめます
実現させるための方策	□町内会・自治会への加入促進 活動紹介コーナーや加入ポストの設置及びリーフレット配布による地域活動参加の魅力発信などを通じて、町内会・自治会加入率を高めるための支援や広報を行います。 □地域活動の活性化の支援 新規・重点 コミュニティサポーター（コミュニティ活性化支援員・地域コミュニティ活性化相談員）を活用するなどにより、地域活動の活性化を支援します。また、地域の負担軽減にもつとめます。 □学生との協働によるコミュニティの活性化 区内の学校と連携して、学生の地域活動への参加を促進することにより、将来の担い手育成に取り組む地域を支援します。 □外国人区民とのコミュニティ形成の支援 地域における外国人区民の状況を把握し、コミュニティの形成に向けて必要な支援を行います。
施 策5	協働や交流を通じたふれあいのあるまちづくりを進めます
実現させるための方策	□地域を活性化させる事業の実施 区民まつりを実施するなど、地域団体等と協力し、住民同士がふれあう機会をつくれます。 □地域における交流の促進 住民の交流がより深まるよう、地域で行われている行事を支援します。

<成果指標>

指 標	町内会・自治会の加入率
現状値	77.6% (R4 推計加入率)
目標値	80.0%
指 標	地域活動※に参加している区民の割合
現状値	28.5%
目標値	40.0%

※地域活動：町内会・自治会、学区連絡協議会、女性会、子ども会、老人クラブ、PTAなどが行っている活動や見守り活動、福祉活動、清掃活動などの地域におけるボランティア活動

将来像Ⅲ ほっと安心して安全に暮らせるまち

【防災】【安心・安全】【快適な環境】

自助、共助、公助の理念のもと、自分で自分や家族を守り、また、住民や事業者が助け合って地域を守るとともに、行政が連携することにより、災害に強いまちになります。

また、犯罪や交通事故、火災がなく、住民にも来訪者にとっても安心して安全なまちになるとともに、区民や事業者、行政等が協働してごみを削減するなどにより、環境への負荷が最小限に抑えられ、かつ犬や猫とも共生できる快適なまちになります。

戦略3 災害に強いまちづくりを進めます

<現状と課題>



現 状

平成23年3月の東日本大震災は甚大な被害をもたらしました。その後、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部の地震、9月には北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、全国各地で大きな被害が発生しました。

南海トラフを震源とする大規模な地震は、発生確率が今後30年以内で70～80%（40年以内で90%程度）と切迫度が増しており、瑞穂区では、最大震度6強、最大の死者数が約200人（全市：約6,700人）、最大の建物全壊・焼失棟数が約4,000棟（全市：約66,000棟）という甚大な被害が想定されています。さらに、瑞穂区の南西部の一部地域では津波による浸水が想定されています。

また、近年の気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化し、毎年各地で大きな被害が発生しています。

こうした中、学区での防災訓練の実施や個々の町内会や自治会を単位とした自主防災活動の実施を促進しています。

課 題

- ◆一人ひとりが、家具等の転倒防止対策や耐震化対策を意識し、被害の軽減に取り組む必要がある。
- ◆大規模災害時には、隣近所で助け合って、安否確認、避難行動、救出活動等を行うことが重要であり、地域の実情に応じて「助け合いの仕組みづくり」や自主防災組織の結成・活動の支援をするなど、地域防災力を向上させる必要がある。
- ◆関係行政機関などが連携・協力し、災害時に迅速かつ円滑な対応が行えるよう備える必要がある。
- ◆一人ひとりが、災害リスクや指定緊急避難場所と指定避難所の違い、災害の種別に応じた指定緊急避難場所及び避難方法を理解しておく必要がある。

<施策の展開>

施 策6	自助（家庭）、共助（地域）、公助の力を高めた災害に強いまちづくりを進めます
実現させるための方策	□自助力の向上 家具等の転倒防止対策、住宅の耐震化及び備蓄品の用意の重要性について啓発するとともに、災害時の適切な避難行動等を周知します。また、家具転倒防止ボランティアの養成及び派遣などの体制づくりを進めます。 □共助力の向上 地区防災カルテを活用した話し合いを継続的に行い、カルテの内容を深めるとともに、必要な防災活動や「助け合いの仕組みづくり」に取り組むことにより地域防災力の向上を図ります。また、自主防災組織の取り組み状況や地域の実情などを考慮したうえで、必要な活動を提案するなど、より実効性のある自主防災組織となるよう支援します。 □公助力の向上 関係公所（署）などと連携して実践的な図上訓練や情報伝達訓練等を実施し、職員の防災意識を高めます。
施 策7	集中豪雨に備え、河川堤防の改修を進めます
実現させるための方策	□山崎川の堤防改修 集中豪雨に備え、山崎川の堤防の改修を順次進めます。

<成果指標>

指 標	災害に強いまちづくりができていると思う区民の割合
現状値	58.1%
目標値	65.0%
指 標	家庭内において災害に対する備えをしている区民の割合
現状値	69.8%
目標値	100%

戦略4 安心して安全に暮らせるまちづくりを進めます



<現状と課題>

現 状

瑞穂区は、犯罪や交通事故、火災が少なく、比較的安全な区と言われています。

令和4年の刑法犯認知件数は市内最少でしたが、住宅対象侵入盗や特殊詐欺被害件数は増加傾向にあります。

人身事故件数は概ね減少傾向で、令和4年の人身事故件数は市内で2番目に少ない区でした。しかし、死亡事故が発生し、2名の尊い命が失われました。

また、適切に管理されていない空家等やいわゆるごみ屋敷は、防犯・防火上の危険や景観を損なうなど、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしています。

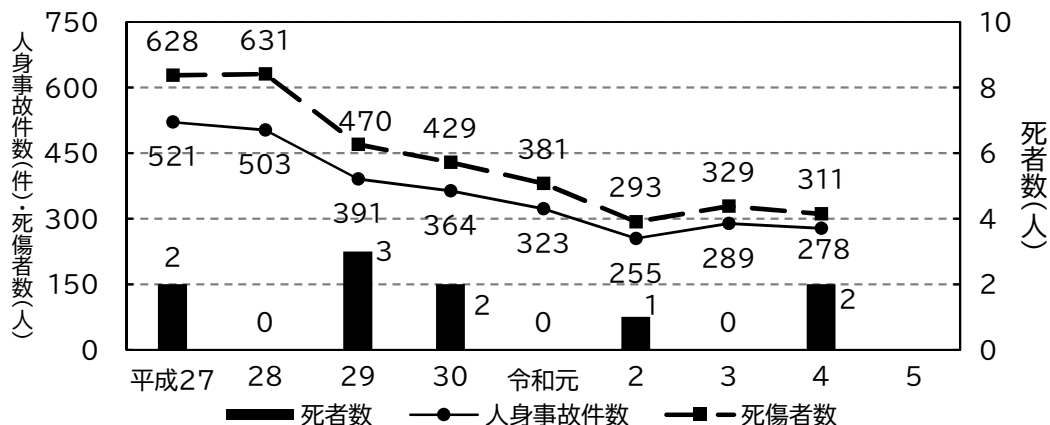
火災発生件数は、令和4年は市内で3番目に少ない区でした。

地域では、日頃から防犯活動や交通安全活動、防火活動が活発に行われています。

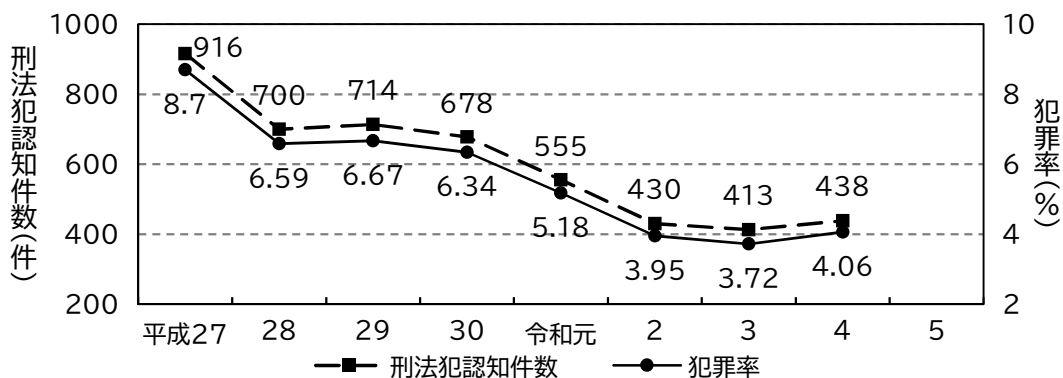
新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の集団感染の経験から、区民の感染症予防に関する意識が高まっています。

過去5年間（平成30年から令和4年）に市内で発生した食中毒の原因としてはカンピロバクターが最多であり、瑞穂区においても、令和2年に加熱不十分な鶏肉を原因とするカンピロバクター食中毒が発生しました。

■交通事故発生状況



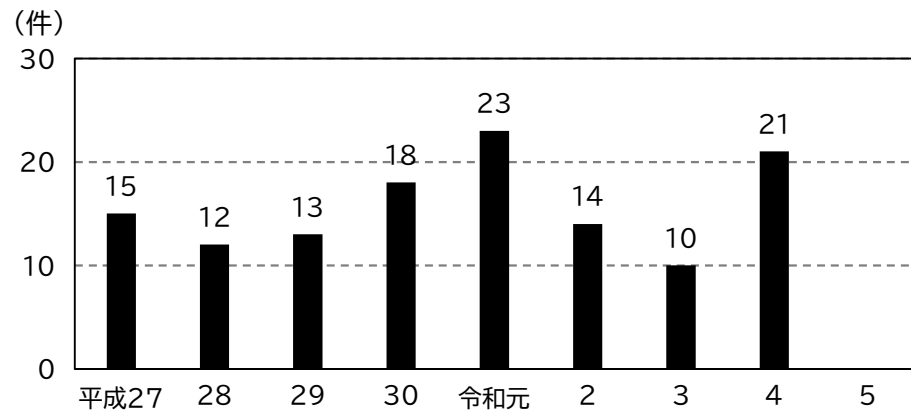
■犯罪発生状況



※刑法犯認知件数：発生地別に集計したもの（愛知県警察本部生活安全総務課で集計）

※犯罪率：人口1,000人あたりの刑法犯認知件数

■火災発生状況



課 題

- ◆交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行い、交通ルールへの遵守やマナーの向上など、安全意識の高揚を図り、交通死亡事故ゼロをめざす必要がある。
- ◆一人ひとりが防犯意識を持ち、地域における防犯力を高めていく必要がある。
- ◆増加傾向にある罪種など、犯罪情勢に応じた対策が必要である。
- ◆家屋の破損や立木等の繁茂など、周辺地域に危険や悪影響を及ぼす空家等への対応については、関係機関が連携・協力して適切な管理がなされるように取り組む必要がある。
- ◆住居の堆積物による不良な状態は、周辺道路へのはみ出しや不法投棄の誘発など、周囲の生活環境に様々な悪影響を及ぼすため、その解消を図る必要がある。
- ◆火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置や、定期的な点検・取替を全世帯に促し、火災による被害の軽減を図る必要がある。
- ◆健康で安全な暮らしを確保するため、感染症予防に関する知識の習得に社会全体で取り組む必要がある。
- ◆食中毒や飲食による体調不良の発生を減少させるため、食の安全・安心確保の推進に取り組む必要がある。

<施策の展開>

施 策 8	犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりにつとめます
実現させるための方策	□交通事故にあわないための啓発 新規・重点 地域や警察署、土木事務所と区内交通事故の状況を分析し、必要な対応を進めます。また、事故を起こさないように、事故にあわないように、交通安全意識の高揚を図ります。 □犯罪の抑止 警察署と連携を図りながら犯罪の発生状況を地域に周知するとともに、状況に応じた効果的なパトロールや啓発活動を行います。 □空家等の適切な管理促進 適切に管理されていない空家等について、関係機関と連携して所有者等への指導や適切な管理を促進するために、情報の提供など必要な援助を行います。 □住居の堆積物による不良な状態の解消 不良な状態の解消に向けて、関係機関が情報共有し連携しながら、必要な支援や指導を行うことにより、早期の解消につとめます。

施 策9	安心して安全に利用できる道路や公園等を提供します
実現させるための方策	☐ 交通安全対策の実施 交通事故を無くすため、対策の必要がある箇所において、道路の交通安全施設を整備し、適正に維持管理します。 ☐ 歩道のバリアフリー対策の推進 障害者や高齢者も安心して安全にまちに出られるように、歩道のバリアフリー対策を進めます。 また、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会開催に向けた瑞穂公園陸上競技場地区バリアフリー基本構想に基づいた対策を進めます。 ☐ 公園や街路樹等の維持管理 暮らしの安全や快適を守るため、公園や街路樹、河川を適正に維持管理します。

施 策 10	家庭と地域における防火対策を進めます
実現させるための方策	☐ 防火対策の普及促進 住宅用火災警報器の設置及び取替など防火対策の啓発を行います。

施 策 11	健康で安心・安全な暮らしのため、感染症等の対策を進めます
実現させるための方策	☐ 感染症の予防知識の普及啓発 新規・重点 区民の健康が損なわれないよう、感染症対策の普及啓発を行います。 ☐ 食の安全・安心の確保 消費者・食品事業者・行政等の関係者間で、食の安全に関するリスクコミュニケーション（情報共有及び意見交換）を実施します。また、消費者及び食品事業者に対して正確かつ適切な情報提供を行います。

<成果指標>

指 標	安心して暮らせると思う区民の割合
現状値	88.9%
目標値	95.0%
指 標	年間交通事故死者数
現状値	2人（R4）
目標値	0人
指 標	犯罪率
現状値	16区中1番目に少ない（4.06件）（R4）
目標値	16区中1番目に少ない

戦略5 きれいで快適なまちづくりを進めます



<現状と課題>

現 状

地域と協働した清掃活動や空地をきれいにする運動を実施しています。

家庭から排出される資源のうち、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は分別率が低下しているほか、雑がみ、衣類・布類の分別率が向上せず、資源化が進んでいない現状があります。

また、犬や猫によるフンや尿の被害についての相談などが多く寄せられており、ペットの災害対策については周知が十分でない現状があります。

課 題

- ◆区民、事業者と行政などが協働し、区民及び来訪者にとってきれいで住みよいまちとするため、快適なまちづくりを進める必要がある。
- ◆正しい分別方法を周知し、より一層の資源化の推進を図り、無駄なく利活用することが重要である。
- ◆犬や猫の適切な飼い方について、飼主だけでなく地域全体に周知する必要がある。
- ◆ペットの災害対策についての啓発を進めていく必要がある。

<施策の展開>

施 策 12	きれいで住みよいまちづくりを進めます
実現させるための方策	☐ 環境意識向上のための清掃活動等の実施 区民・事業者・行政が一体となって、清掃活動や啓発活動を実施し、環境意識の向上を図ります。

施 策 13	持続可能な循環型都市をめざします
実現させるための方策	☐ 家庭系ごみの分別推進 分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者等に対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による広報や、分別推進員、職員による地域巡回連携等による周知・排出指導を行います。 また、集団資源回収を行っている団体に対して、年度ごとの更新手続きなどの機会に、古紙、衣類・布類の資源化の啓発や取り組みについて説明し、協力の依頼を行います。 さらに、持続可能な社会の担い手を育てるため、小学校等で児童・生徒に対し講座を開催し、各家庭での分別・リサイクルやプラスチックごみによる海洋汚染と発生抑制の取り組みについて考える機会を提供します。 ☐ 事業系ごみの分別推進 事業系古紙の資源化率が低いことを踏まえ、大規模オフィスビル等に対する立入指導等の機会に啓発チラシを用いて広く古紙の再資源化を呼びかけます。

施 策 14	人と犬猫が共生できるまちづくりを進めます
実現させるための方策	□犬や猫の適切な飼い方の啓発 保健環境委員と協働して行う愛犬クイズラリー等のイベントを通じて、飼い方のマナーアップの啓発を行います。また、ペットの災害対策について意識の向上を図ります。 □猫のフン害等に関する取り組み 飼主のいない猫によるフン害等に関して、効果的な対策を提案し、快適な環境をめざします。

<成果指標>

指 標	ごみのポイ捨てが少ないと思う区民の割合
現状値	75.9%
目標値	85.0%
指 標	以前に比べ犬のフンを放置する人を見かけなくなった区民の割合
現状値	67.6%
目標値	75.0%

子どもが健やかに育つことができ、誰もが安心して子どもを生み育てられます。

戦略6 楽しく子育てができるまちづくりを進めます



<現状と課題>

現 状

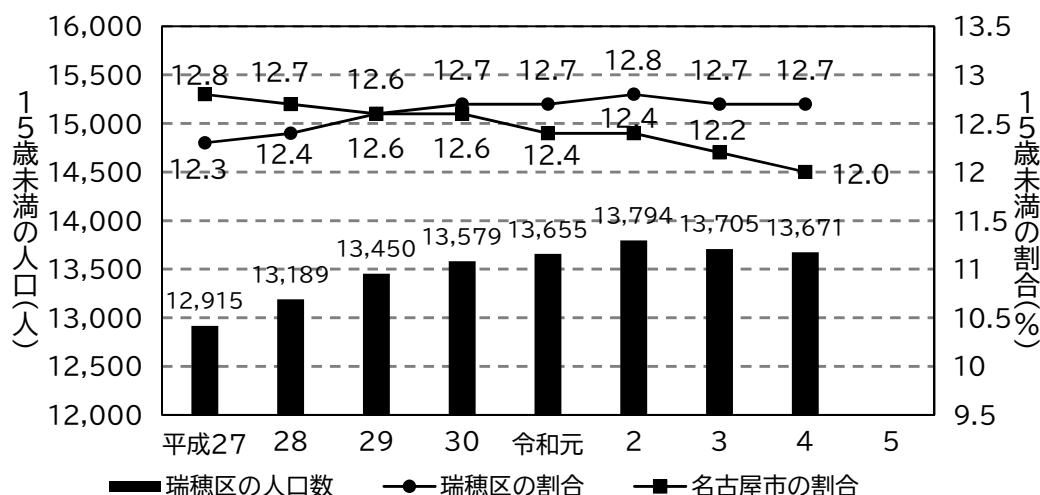
名古屋市の15歳未満の人口の割合は近年減少傾向にあります。瑞穂区では、令和2年度までは増加していたものの、令和3年度からは減少に転じました。そのような中、核家族化や地域のつながりの希薄化により、身近に子育ての相談をする人がいないなど、育児の不安や悩み、負担感・孤立感を抱える人が増加してきています。また、地域において年齢の異なる子ども同士の交流や大人と接する機会が減少しており、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

市内3か所の児童相談所における児童虐待対応件数は増加傾向にあり、令和2年度に過去最多となりました。瑞穂区における対応件数は、16区の中では比較的少ないものの、各家庭が抱える悩みは多様化してきています。

名古屋市の保育所等の待機児童数は、平成26年度以降0人を実現していますが、社会情勢の変化に伴う働き方の多様化などにより保育ニーズも多岐にわたり、その対応が求められています。

■15歳未満の人口及び割合

各年10月1日現在



■児童虐待対応件数 (件)

年度	平成 27	28	29	30	令和元	2	3	4
件数	108	110	142	82	162	176	139	115

※児童相談所及び区役所において対応した件数

課 題

- ◆健康上の課題や家庭環境等の理由から支援を必要とする家庭が増えているため、関係機関が連携し、すべての妊娠を適切な支援につなげるとともに、切れ目のない支援を行う必要がある。
- ◆子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう支援する必要がある。
- ◆子育ての負担感や孤立感を軽減していくため、交流の場を提供するなど支援し、地域全体で子育てを支えていく必要がある。
- ◆社会的背景や働き方の多様化に伴い多岐にわたる保育ニーズに対応するため、地域の保育ニーズの把握に努め、保育所利用希望者に対して個々の事情に応じた、きめ細やかな情報提供と相談支援をする必要がある。
- ◆児童虐待対応件数は16区の中で少ない状況ではあるが、子どもの命を守るため、関係機関等が緊密に連携を図ることで、できる限り早期に虐待を発見し、適切な支援へとつなげるとともに、虐待の発生自体を予防する取り組みを進めていく必要がある。
- ◆ヤングケアラーとなっている子どもをできる限り早期に発見し、適切な支援へとつなげる取り組みを進めていく必要がある。
- ◆思いやりや豊かな人間性、社会性を身につけられる環境づくりが求められており、保護者や行政、地域等が協働して推進していく必要がある。

<施策の展開>

施 策 15	安心して子育てができるよう支援します
実現させるための方策	□妊娠期からの出産、育児への切れ目のない支援の充実 母子健康手帳交付時に妊婦の状況を把握するとともに、様々なニーズに即した必要な支援を継続的に行います。また、「子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）」で、身近な相談に応じます。 □安心して子育てできる環境の整備 保護者自身や子どもに健康上の課題があっても、安心して子育てができるよう環境を整え、個々に寄り添った相談や支援を行います。 □成長発達に関する知識の普及 発達年齢に応じた子育て教室の開催や地域の子育てサロンに保健師等が出向き、子どもの成長発達に関する知識の普及と育児不安の軽減を図ります。 □子どもの事故防止に関する知識の普及 新規・重点 家庭内の子どもの事故を未然に防げるように、保護者に対し、知識の普及啓発を行います。

施 策 16	子育てしやすいまちづくりを進めます
実現させるための方策	□「さくらひろば」の充実 子育て中の親同士が定期的に交流し、子育てに関する悩み等を保育士や保健師等に相談できる「さくらひろば」の活動を充実させることにより、子育てに関する様々な悩みに対応します。 □親同士の交流の場の促進 地域の飲食店とのタイアップにより、子育てに関して同じ境遇を分かり合える親同士が、子連れでおしゃべりできるイベント「おやこカフェ」を実施します。 □親と地域との接点づくり 子育て中の親と地域の住民が交流でき、つながりを持てるイベントを、学区運営のサロン等と連携して企画します。 □情報発信の充実 家庭の状況・ニーズに応じた子育てに関する情報をスムーズに取得できるように子育て支援ネットワーク「さくらっこ♪」と連携してウェブサイトを活用させます。
施 策 17	児童虐待のないまちづくりをめざします
実現させるための方策	□関係機関との情報共有・連携の強化 学校、子ども応援委員会、児童相談所等の子どもと関わりを持つ関係機関との連携強化により、支援を必要とする家庭への対応を協議する場の充実を図り、児童虐待やヤングケアラーの早期発見と迅速な支援につなげます。 □児童虐待防止の啓発 児童虐待防止の意識高揚のため、シンボルである「オレンジリボン」と児童相談所対応ダイヤル189（いちばやく）を周知します。 また、児童虐待防止推進月間には、区民とともに、子育てや親子のあり方を考えるきっかけとなるようなイベント等を実施します。
施 策 18	働きながら子育てできるまちづくりを進めます
実現させるための方策	□保育ニーズの把握ときめ細やかな情報発信 さくらひろば等の機会をとらえて多様化する地域の保育ニーズの把握につとめ、保育所利用希望者に対して個々の事情に応じたきめ細やかな相談支援とウェブサイト等を利用した情報発信を行います。 □子育て家庭への支援 保育所等と連携し、子育てに関する相談や情報提供と、それぞれの家庭の状況に応じ関係機関へ紹介等を行うことで、地域で安心して子育てができるよう支援を行います。また、働く子育て世帯に対する応援をテーマとしたイベント等を実施します。

施 策 19	子どもたちが活発に交流できるまちづくりを進めます
実現させるための方策	□年齢の異なる子ども同士の交流の促進 様々な年齢の子どもがいっしょに参加できる企画を関係機関と連携して実施します。 □子どもを中心とした地域交流の活性化 子どもと一緒に親も参加したくなるイベントを地域と協力して行うことにより、親同士の交流から地域における交流へと発展するような仕組みづくりを支援します。 □子ども会活動の活性化に向けた支援 新規・重点 子どもの遊びを中心とした継続的で自主的な集団活動を通じて、その社会性を養い、子どもたちの主体性を育むことができるよう、子ども会活動の活性化に向けた支援を行うとともに、その持続可能な運営の仕組みづくりを促進します。

<成果指標>

指 標	子育てしやすいまちだと思う区民の割合
現状値	65.6%
目標値	75.0%
指 標	児童相談所対応ダイヤル189（いちはやく）の認知度
現状値	26.5%
目標値	30.0%

将来像Ⅴ 健康（ヘルシー）であんきに暮らせるまち

【福祉と健康】

生涯を通じて、誰もが健康でいきいきと暮らすことができ、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活を営むことができます。

戦略7 誰もが健やかに暮らせる支え合いのまちづくりを進めます

<現状と課題>



現 状

瑞穂区の高齢化率は、名古屋市と比べて高くなっています。高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯、認知症の高齢者の増加が見込まれます。高齢化に伴い、身体的、体力的な理由などにより外出する機会が減っています。

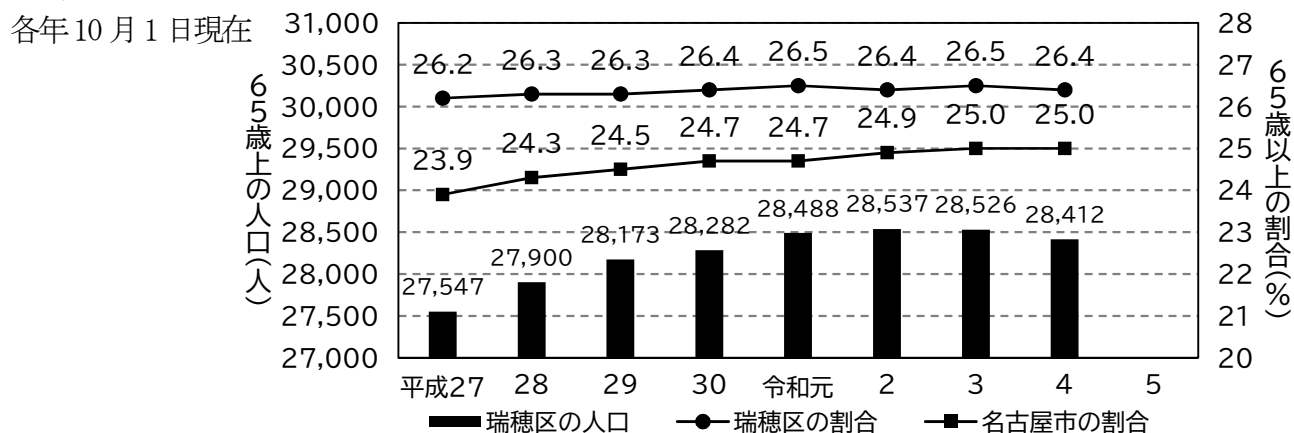
名古屋市では、平成31年4月に「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」が施行されましたが、未だ障害及び障害者に対する誤解や偏見があり、障害に対する理解が十分とは言えません。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（インクルーシブな社会）をめざすため、障害や障害のある人に対する理解を深める取り組みを推進していくことが求められています。

家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、80代の高齢者の親とひきこもり状態の50代の単身・無職の子が同居している「8050問題」等、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分に生活課題に対応できないケースが増加しています。

また、以前はご近所づきあいの中で解決できたことが、近隣関係の希薄化により難しくなってきました。

健康づくりについては、区内各所にて自主的なグループ活動が行われています。

■高齢化率（65歳以上人口の割合）



■名古屋市 平均寿命・健康寿命〔令和2年〕

	平均寿命	健康寿命※
男	80.99 歳	79.44 歳
女	87.13 歳	84.16 歳

※名古屋市総合計画2023において、介護保険の情報に基づく「日常生活動作が自立している期間」を指す

課 題

- ◆高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるための体制づくりが必要である。
- ◆当事者や行政機関だけでなく、家族や地域、かかりつけ医などが理解して協力しあう必要がある。
- ◆「8050 問題」をはじめ、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯に対して、多数の相談支援機関等が連携して支援する必要がある。
- ◆多様な障害及び障害者に対する理解が深まるよう普及・啓発が必要である。
- ◆高齢者や障害者、子育ての世帯などのちょっとした困りごとを気軽に相談できる場を増やすなど、地域で解決する取り組みが必要である。
- ◆自力で外出が難しく孤立しがちな人に対して、外出するきっかけをつくるなどの支援が必要である。
- ◆健康寿命の延伸のため、健康づくりに向けた区民の自主的な活動の継続を支援することが必要である。

<施策の展開>

施 策 20	人と人がつながり支え合う地域共生社会の実現をめざします
実現させるための方策	☐ 包括的な相談支援 新規・重点 複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯に対応するため、重層的支援体制整備事業を実施し、複数の関係機関で連携した包括的な相談支援に取り組みます。 ☐ 若年層に向けた認知症サポーター養成講座の開催 小・中学生など若い世代にも、認知症について理解をしてもらう取り組みを行います。 ☐ 地域包括ケアシステム※についての普及啓発事業の実施 地域包括ケアシステムについての理解が深められるようテーマの切り口を工夫し、市民講演会や出前講座、みずほフェスタ等を開催するとともに、広報なごや（瑞穂区版）等で積極的に広報します。

※地域包括ケアシステム：高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・福祉が連携して必要とされるサービスを一体となって切れ目なく提供していく仕組み

施 策 21	障害を理解し、お互いに助け合う地域づくりをめざします
実現させるための方策	第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催を契機に、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に助け合っていける地域づくりの一層の促進を図ります。 ☐ 若年層に向けた福祉教育の実施 関係機関との連携により小・中学生に対して障害及び障害者に対する理解を深めていく取り組みを行います。 ☐ 障害及び障害者に対する理解の普及・啓発 障害及び障害者に対する正しい理解を深められるように講演会等を開催します。

施 策 22	ちょっとした困りごと支援を拡充します
実現させる ための方策	☐ 気軽に相談できる窓口設置の促進 地域支えあい事業の実施学区を増やすことで、高齢者等の生活上のちょっとした困りごとについて気軽に相談できる窓口の設置を促進します。 ☐ 学区独自の支えあいの仕組みづくりの支援 地域支えあい事業以外にも、独自の支えあいの仕組みづくりをめざす学区の支援を行います。

施 策 23	孤立させないつながりづくりを進めます
実現させる ための方策	☐ 仲間づくりの推進 老人クラブ（なごやかクラブ瑞穂）や高齢者サロン等の活動支援を行います。 ☐ 外出できる環境づくり 移動支援など公的サービスの利用を促進するとともに、公的サービスでは対応できない外出を支援する「おでかけ応援ボランティア」活動を推進します。

施 策 24	生涯を通じた健康づくりを支援します
実現させる ための方策	☐ 区民の健康づくりを支援 区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう「健康ささえ隊」などの活動を支援します。併せて仲間づくりができるよう働きかけていきます。 ☐ 健康づくり事業・介護予防事業の実施 地域の実情に合わせた健康づくり事業・介護予防事業を保健環境委員や関係機関と協働しながら実施します。 ☐ 健康に関する情報の提供 特定健診や各種がん検診等の受診勧奨とともに、様々な機会をとらえて健康に関する情報を提供します。

<成果指標>

指 標	瑞穂区は高齢者にとって住みやすいまちだと思う区民の割合
現状値	69.8%
目標値	75.0%
指 標	週1日以上運動・スポーツ※をする区民の割合
現状値	66.8%
目標値	75.0%

※運動・スポーツ：ウォーキング（散歩、一駅歩きなど）や階段昇降等を含む

区政運営の取り組み

【区民サービス・その他】

利用者がより便利で快適な窓口サービスを受けられる区役所をめざします。

また、区民の視点からまちづくりをすすめるために、区民が区政に参画し、協働しやすい環境づくりをすすめるとともに、複雑かつ多様化する地域課題を解決するため、区役所の企画調整機能を高め、区における総合行政を推進します。

時代に即した様々な広報媒体を活用し、わかりやすく、伝わりやすい広報を行います。

戦略8 区民サービスの向上につとめます

<現状と課題>



現 状

区役所では、フロアサービス員の配置や日曜窓口などを実施し利便性の向上に取り組んでいます。また、区民サービスの向上を目的とした窓口アンケートの結果では、総合満足度は、95.3%と高い評価を得ていますが、一方で「もう少し早く事務処理してほしい」「もっと情報提供してほしい」などの意見があります。

区民会議や地域懇談会、区民アンケートなどにより意見交換や区民ニーズを把握するとともに、区内の官公所（署）との連携を図りながら、区政運営に取り組んでいます。

広報の取り組みでは、広報なごや（瑞穂区版）やチラシなどの紙媒体やインターネットを活用した区ウェブサイト、SNS など様々な媒体によって情報発信を行っています。

課 題

- ◆事務処理の迅速化を図り、窓口サービス提供時間の短縮に取り組むことが必要である。
- ◆より一層、丁寧かつわかりやすい対応が行えるよう接遇や業務改善に取り組み、CS（お客様満足度）の向上に努めることが必要である。
- ◆高齢者や障害者、外国人など多様な来庁者に対して、状況に応じた配慮が必要である。
- ◆区民がより積極的に行政へ参画し、協働しやすい環境づくりを推進していく必要がある。
- ◆区民ニーズに応えるため、区役所の企画調整機能を高めることが必要である。
- ◆インターネットを活用した情報発信・情報取得は多様化しており、時勢に応じ、様々な媒体を活用した積極的な広報につとめる必要がある。
- ◆よりわかりやすく、伝わりやすい広報につとめる必要がある。

<施策の展開>

施 策 25	みなさまに満足いただける区役所づくりを進めます
実現させるための方策	□窓口サービスの迅速化・接遇の向上 行政手続きのオンライン化やDX（デジタル技術を活用した業務改革）などを積極的に推進することにより、「待たなくてよい窓口、書かなくてよい窓口、分かりやすい窓口」の実現をめざします。 区役所職員の接遇・ホスピタリティの向上などによって、より便利で快適に利用できるよう窓口サービスの向上を図ります。 □人材の育成 市民から信頼される職員、組織目標の達成に向け行動する職員、広い視野と熱意をもって区の将来を築いていく職員をめざし、人材育成に取り組みます。
施 策 26	区における総合行政を推進します
実現させるための方策	□住民参画の推進・協働への支援 区民会議などにより区役所が情報を提供し、区の将来の方向性等に関して意見交換を行うなど区民が協働しやすい環境づくりを進めます。 また、区まちづくり基金などへの寄附を通して、区民等のまちづくりへの想いを生かします。 □区行政を推進する仕組みづくり 区内の官公所（署）とより一層の連携を深め、区における総合行政の推進を図ります。 □企画調整機能の強化 企画調整力を高め、地域課題の解決に取り組み、協働や連携を進める人材の育成に取り組みます。 □地域担当制による地域との連携 各学区を担当する職員を決め、担当職員が学区主催の事業に参加するなど、地域とのコミュニケーションを密に行い、地域の課題やニーズの把握につとめ、課題に応じた地域との連携を進めます。
施 策 27	区民への広報・広聴を充実させます
実現させるための方策	□インターネットを活用した情報発信 区ウェブサイト、SNS を活用して区の情報を発信します。 □わかりやすく、伝わりやすい広報 新規・重点 職員一人ひとりが広報マインドを高め、わかりやすい表現で、伝わりやすい広報につとめます。 □丁寧な広聴の推進 地域の課題を把握して、区政に活かすために、地域団体との共催により地域との懇談会を開催するほか、様々な機会を通じて丁寧な広聴につとめます。

<成果指標>

指 標	区政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う区民の割合
現状値	47.5%
目標値	55.0%

ビジョンの推進に向けて

□区民・企業・大学等と行政との協働による取り組み

「瑞穂区将来ビジョン」は、行政だけではなく、一人ひとりが力を合わせ、区民、企業、大学等と行政の協働により推進します。

□瑞穂区区政運営方針による取り組みの推進

瑞穂区では、ビジョンに掲げる施策を着実に推進するため、年度ごとに取り組み目標を掲げた「瑞穂区区政運営方針」を策定します。

区政運営方針では、その年度の社会状況や新たな課題等も踏まえながら、ビジョンの方向性に基づいた年度ごとの重点的な取り組みなど具体的な取り組みを掲げています。

□ビジョンの成果指標の進捗管理

ビジョンの進捗状況については、年度ごとに策定する区政運営方針で管理を行います。

令和 6 年 5 月発行

瑞穂区役所企画経理室

〒467-8531

名古屋市瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地

電話：052-852-9242

ファックス：052-851-3317

電子メール：a8529241@mizuho.city.ngaoya.lg.jp

みずほっぺビジョン（第 2 期瑞穂区将来ビジョン）（案）
に対するご意見

氏 名	
住 所	〒

ご意見の内容

- 募集期間
令和 5 年 11 月 22 日（水）から 12 月 22 日（金）まで
- 提出方法
下記提出先まで、氏名・住所を添えた書面にて、郵送・ファックス・電子メールにてお送りいただくか、ご持参ください。
電話または来庁による口頭でのご意見は受付できませんので、ご了承ください。
- 提出先・お問い合わせ先
瑞穂区役所企画経理室（区役所 4 階）
住所：〒467-8531 名古屋市瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地
ファックス：052-851-3317
電子メール：a8529241@mizuho.city.nagoya.lg.jp